

地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を求める意見書

我が国の消費者政策は、消費者庁・消費者委員会の創設により政府全体の消費者行政の体制・機能が強化されるとともに、地方消費者行政活性化交付金及び地方消費者行政推進交付金の継続的な措置によって、地方公共団体の消費生活相談体制の整備や消費者啓発事業が推進されてきました。このことは、地域住民の暮らしの安心・安全を守るうえで高く評価できることです。

悪質商法による消費者被害が高い水準で推移している現状において、高齢者の消費者被害を防ぐ消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築、インターネット取引被害や若年者の消費者被害を防止する消費者教育の強化など、関連機関や関係民間団体との連携による施策の展開が重要な課題となっています。

こうした中で、消費者行政推進交付金措置が平成29年度で一区切りを迎え、平成30年度予算における地方支援の交付金措置は、従来の地方消費者行政推進交付金と新たな地方消費者行政強化交付金を合わせても24億円に削減されました。そのため、財政的に余裕がない地方公共団体にとって、新たな消費者行政施策の実施が困難となっているほか、これまで交付金措置によって実施してきた消費生活相談体制や消費者啓発事業の維持すらも危ぶまれています。

地方消費者行政の機能を強化することは、地方支分部局を有しない消費者庁において、消費者被害情報の収集・分析を通じた、注意喚起、法執行、法制度の見直し等、国の消費者行政施策を展開するうえでも不可欠だと言えます。

よって、国におかれましては、地方公共団体が自主的に消費者行政を推進できるよう、実効性ある交付金措置の拡充をはじめ、以下のことを対応されるよう要望します。

記

- 1 平成30年度の地方消費者行政に係る交付金の減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成30年度本予算で確保できなかった交付金額について、国として早急に補正予算で手当てすること、および地方公共団体の実情に応じた自主的な消費者行政施策の展開を可能とするよう対象事業の範囲や期間の見直しをすること。
- 2 平成31年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成29年度までの水準で確保すること。
- 3 地方公共団体の事務の中に消費生活相談情報をP I O－N E Tに登録すること、重大事故情報を消費者庁に通知すること、悪質業者に対する行政処分を行うことなど、国の消費者行政施策と密接な関連性を有している事務が含まれている実態を踏まえ、その事務費用の一定割合を国が持続的に負担する仕組みとすることについて検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月25日

摂 津 市 議 会